

様式第 6 号(第12条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

第 4 号

令和 7 年 7 月 1 日

株式会社 ダイゼン 殿

常総市長 神達 岳志 ⑨



令和 7 年 6 月 17 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり許
可する。

営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市水海道宝町3385番地 3 ダイゼンビル
営 業 所 の 名 称	株式会社 ダイゼン
営 業 区 域	常総市内
業 務 の 区 分	積替・保管
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器商品化対象物（家電 4 品目）
許 可 期 間	令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。